

令和7年4月1日

野外教育センター内での飲酒について

愛知県野外教育センター長

原則として禁止ですが、弾力的な運用につとめており、他団体との兼ね合いの中で、研修の一環や懇談会と認められる場合は許可する場合があります。他団体や施設に迷惑をかけないことはもちろん、子供たちや研修生についても同様、信頼を失わないようにお願いします。

- ① 昼間（9：00～18：00）の飲酒、屋外での飲酒は禁止です。
- ② 飲酒ができる場所は、研修室1～3または食堂に限ります。宿泊棟（多目的室を含む）での飲酒はできません。
- ③ 研修室で飲酒する場合は、夜間の利用料金がかかります。18:00～21:00までの利用となりますが、遅くとも22:00には完全撤収してください。持ち込んだゴミはすべてお持ち帰りいただきます。
- ④ 食堂で飲酒をする場合は、食堂で販売しているものに限ります。食堂での飲酒は20:00までとします。有料でゴミ捨てを希望される場合は、事前に食堂でゴミ袋を購入してください。（食堂利用に限り、1袋(70L) 600円）
- ⑤ 大人の方のみでの飲酒に限ります。子供たちが一緒にいるようなところでの飲酒はできません。
- ⑥ 使用後は、片付け・清掃を行い、完全復旧をお願いします。